

しいばらき

軽自動車・バイク等の廃車・名義変更手続きをお忘れなく

バイクや軽自動車、小型特殊自動車などの軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（所有権留保付自動車の場合は使用者）に、その年度分の税金が課せられます。

軽自動車税には、月割制度がないため、4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度の税金は納めていただくことになります。廃車や名義変更などの手続きをしない場合は、翌年度も引き続き課税されますので、下記の手続き場所にて、速やかに廃車・名義変更などの手続きを行ってください。

車の種類	必要なもの	手続き場所
原動機付自転車 （125cc以下） 小型特殊自動車 （フォークリフト等） 農耕作業車 （トラクター、コンバイン等） ※水戸ナンバーの小型特殊自動車・農耕作業車は茨城運輸支局での手続きとなります。	廃車 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑 名義変更 ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・印鑑	茨城町 税務課 茨城町大字小堤1080番地 ☎ 029-240-7114（直通）
軽自動車 （660ccまでの三・四輪車）	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 茨城事務所 茨城町大字若宮887番地59 ☎ 050-3816-3105
二輪の軽自動車 （125ccを超え250cc以下） 二輪の小型自動車 （250ccを超えるもの）	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎ 050-5540-2017

※「4月1日より前に譲渡（廃車）したのに納税通知書が届いた」などの手続きのトラブルが年々増加しています。代理人に手続きを依頼した場合は、「手続きが完了したか」依頼者へ必ず確認しましょう。

農耕作業車（トラクターなど）はナンバー登録が必要です

乗用可能な農耕作業車（トラクター、コンバイン、田植機など）は、農耕作業用小型特殊自動車として扱われ、軽自動車税の課税対象となります。公道走行の有無に関わらず、所有していることに基づいて、その定置場所のある自治体において申告が義務付けられています。

まだ、ナンバープレートの交付を受けていない農耕作業車を所有している方は、税務課まで申請手続きをお願いします。

対象となる農耕作業用小型特殊自動車の要件

- ・乗用装置のある農耕用作業車（トラクター、コンバイン、田植機など）
- ・最高速度が時速35km/h未満のもの（車両の大きさに制限はありません）

申請に必要なもの

- ・販売証明書または前所有者からの譲渡証明書
- ・印鑑

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）